

令和7年度

# 松田町上水道事業水質検査計画

令和7年 3月

松田町上水道事業

## 令和7年度 松田町上水道事業水質検査計画

水道法施行規則により、松田町では毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、お客様に対して情報提供を行っています。これに基づき令和7年度の水質検査計画を策定しましたので公表します。

### ■ 水質検査計画とは

水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目を定めたものです。

### ■ 松田町上水道の検査計画

#### 概要

松田町上水道の水質検査計画の概要（構成）は次のとおりです。

#### 1. 水道事業の概要

- (1) 松田町上水道事業の給水区域
- (2) 水源の名称

#### 2. 原水及び浄水の水質

#### 3. 水質検査計画

- (1) 水質検査の基本方針
- (2) 検査項目及び検査頻度
- (3) 検査採水地点
- (4) 検査の省略
- (5) 運搬方法
- (6) 臨時の水質検査
- (7) 水質検査項目と検査方法及び検査機関
- (8) 水質検査計画及び結果の公表方法とお客様の声
- (9) 水質検査計画の実施に際しての配慮事項
- (10) 水質検査の評価

## 1. 水道事業の概要

### (1) 松田町上水道事業の給水区域（別紙1のとおり）

計画給水人口	12,000人
現在給水人口	8,769人（令和7年2月末現在）
普及率	99.8%
給水戸数	4,613件
1日平均給水量	2,887m <sup>3</sup>
1日最大給水量	4,112m <sup>3</sup>

### (2) 水源の名称

- 宮下水源（1号井）松田町松田惣領1639番地1  
（3号井）松田町松田惣領1623番地

原水種類	地下水
施設能力	4,000m <sup>3</sup> /日
浄水方法	消毒方式
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム12%

- 中河原水源（1号井）松田町神山357番地2  
（2号井）松田町神山303番地

原水種類	地下水
施設能力	4,560m <sup>3</sup> /日
浄水方法	消毒方式
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム12%

## 2. 原水及び浄水の水質

過去2年間の原水及び浄水の水質推移

原水	別紙2のとおり
浄水	別紙3のとおり

### 3. 水質検査計画

#### (1) 水質検査の基本方針

松田町上水道の水質検査基本計画を策定しました。

- ①検査地点は、浄水は水質基準が適用される蛇口、原水は揚水ポンプ出口とします。
- ②検査項目は、水道法で検査が義務付けられている、水質検査基準項目（51項目）。過去の検査結果による検査頻度の減少項目を除いて季節変動を考慮し、1年間の水質変化を確認するため年4回（27項目）実施し、水道水の安全性を保証します。
- ③原水の検査でも年1回は、消毒副生成物を除いた40項目の検査を行います。また、水道原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するため、厚生労働省指針に基づき1ヶ月に1回、クリプトスポリジウム等及び指標菌（以下「汚染指標菌」）の検査を実施します。

#### (2) 検査項目及び検査頻度

- ①1日1回町内4箇所の給水栓において色、濁り、残留塩素の検査を行います。
- ②1ヶ月に1回、町内の給水区域（神山地区、松田惣領地区、松田庶子地区、上茶屋地区）の4地点の給水栓において水質検査を実施します。水質変化の指標となる9項目については、年8回とし、検査が重複となる51項目については、年1回、27項目については年3回となる為、年間12回の水質検査になります。
- ③原水の検査40項目は中河原水源、宮下水源の2地点の水源より年1回の水質検査になります。
- ④原水の汚染指標菌の検査は中河原水源、宮下水源の2地点の水源より1ヶ月に1回の水質検査になります。

#### (3) 検査採水地点

##### ①原水の水質検査

水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を勘案して検査をします。

##### ○水源の原水採水地点

中河原水源	浄水場内	1号井・2号井混合水
宮下水源、	浄水場内	1号井・3号井混合水

## ②浄水の水質検査

給水栓を原則とし、給水栓の選定に当たっては、原則として配水系統ごとに1地点（ただし、一つの配水系統において検査を行うことにより、他の配水系統において供給される水が水質基準に適合するかを判断できる場合は除く）以上を選定し、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかを判断できる場所としました。

### ○浄水の採水地点

中河原水源～神山配水池（町屋自治会地域集会施設）の給水栓

中河原水源～上茶屋配水池（松田惣領651香川宅）

宮下水源～河南沢配水池（宮下公園）の給水栓

宮下水源～庶子配水池（中屋敷児童遊園地）の給水栓

さらに水道法に基づく1日1回の検査も同地点で行います。

## （4）検査の省略

浄水について過去3年間における検査結果により、省略可能な検査項目の検査回数を1年1回としました。

検査回数の省略項目については別紙5のとおり

## （5）運搬方法

採水用具、容器、その他採水に必要な物品等は委託業者が用意し、検体採水時間を記録します。なお委託の範囲は、この水質検査計画に基づく検査の項目、頻度の水質検査とし、検体採水後委託業者に検体を引き渡し、委託業者は厚生労働省告示の水質検査方法に従い実施し、採水後12時間以内に検査が開始できるよう保冷して検査施設まで運搬します。

## （6）臨時の水質検査

臨時の水質検査については、次のような場合に行います。

- ①水源の水質が著しく悪化したとき。
- ②水源に異常があったとき。
- ③水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が発生した恐れがあるとき。
- ④浄水過程に異常があったとき。
- ⑤配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。

水質検査項目は、基本的に全項目としますが、状況に応じて項目を決定します。臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、

水質異常が終息し給水栓の水の安全が確認されるまで行います。なお、継続的に水質を評価する観点から、定期検査と臨時検査の委託先は同一の水質検査機関とします。

#### (7) 水質検査項目と検査方法及び検査機関

水道法第20条第3項による地方公共団体の機関又は、厚生労働大臣登録機関に委託して行います。委託先の選定については、検査精度と信頼性を重視します。具体的には、委託先内の内部精度管理の実施状況及び厚生労働省等による外部精度管理に係る資料の提出を求め、精度管理の判断材料としています。

##### ①原水の水質検査項目と検査方法

○検査項目については、別紙4のとおり

○検査方法については、厚生労働大臣が定める方法によって検査を行う。

○令和7年度検査機関は、地方公共団体の機関又は、厚生労働大臣登録機関で行う。

##### ②浄水の水質検査項目と検査方法

○検査項目については別紙4のとおり行う。

○検査方法については、厚生労働大臣が定める方法によって検査を行う。

○令和7年度検査機関は、地方公共団体の機関又は、厚生労働大臣登録機関で行う。

#### (8) 水質検査計画及び結果の公表方法とお客様の声

水質検査計画は、毎年作成しホームページ等により公表します。また、これらの事項につきましては、町民の皆様からご意見をいただいて水質検査計画の見直しを行いより安全で安心できる水道を目指します。

#### (9) 水質検査計画の実施に際しての配慮事項

○水道水源についての汚染等の把握をすること。

○給水管等に係る衛生対策を推進すること。

#### (10) 水質検査計画の評価

各検査地点の水質検査結果に基づき、翌年度の水質検査計画における検査項目や検出頻度について見直しを行い、反映させていきます。

## 別 紙 1

### 上水道給水区域

(惣) 大字松田惣領、(庶) 大字松田庶子、(神) 大字神山

#### 1. 河南沢配水池より自然流下 (宮下水源)

(惣) 壺町田の一部、(庶) 沢尻、(惣) 沢尻、(惣) 沢尻西、(惣) 宮下、  
(惣) 張間田下、(惣) 観音前、(惣) 延命寺の一部、(惣) 根久保の一部、  
(惣) 張間田上の一部、(庶) 沢入りの一部、(惣) 谷戸の一部、(庶) 谷  
津の一部、(庶) 家の河原の一部、(庶) 下河原、(庶) 中里の一部、(庶)  
中屋敷の一部、(庶) 城山の一部、(惣) 城山、(惣) 池田の一部、(庶)  
西山の一部、(惣) 根石の一部、(庶) 根石の一部、(庶) 上河原に給水し  
ています。

#### 2. 神山配水池より自然流下 (中河原水源)

(神) 南開戸の一部、(神) 北開戸の一部、(神) 中開戸の一部、(神) 上  
河原、(惣) 中河原、(神) 中河原、(神) 下河原、(神) 柳田、(神) 山口、  
(神) 神山崎、(神) 清水、(惣) 店屋場、(惣) 観音道上、(惣) 観音道  
下、(惣) 町屋、(惣) 下原、(惣) 河内の一部、(惣) 籠場、(惣) 横畑の  
一部、(惣) 河内、(庶) 辻の前、(惣) 米山の一部、(惣) 五反田、(惣)  
中丸、(庶) 榊の尻、(庶) 泉屋敷、(惣) 壺町田の一部、(惣) 中町屋、(庶)  
中町屋に給水している。

#### 3. 上茶屋配水池 (神山配水池) より自然流下

(惣) 上茶屋、に給水している。

#### 4. 庶子配水池より自然流下 (宮下水源)

(庶) 城山の一部、(惣) 城山の一部、(庶) 天神山の一部、(庶) 天神下  
の一部、(庶) 西山の一部に給水している。

## (別紙 2) 原水水質検査結果

項目名	水質基準	R4		R5	
		松田惣領	神山	松田惣領	神山
1 一般細菌	1ml注100以下	0個/ML	0個/ML	0個/ML	0個/ML
2 大腸菌	検出されないこと	不検出(陰性)	不検出(陰性)	不検出(陰性)	不検出(陰性)
3 カドミウム 及びその化合物	0.003 以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
4 水銀 及びその化合物	0.0005 以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5 セレン 及びその化合物	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6 鉛 及びその化合物	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
7 ヒ素 及びその化合物	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
8 六価クロム 化合物	0.02 以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
9 亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	1.30	1.20	1.43	1.23
12 フッ素 及びその化合物	0.8 以下	0.06	0.05未満	0.05未満	0.05未満
13 ホウ素 及びその化合物	1 以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
14 四塩化炭素	0.002 以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
15 1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
17 ジクロロメタン	0.02 以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
18 テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
19 トリクロロエチレン	0.01 以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
20 ベンゼン	0.01 以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
21 亜鉛 及びその化合物	1 以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
22 アルミニウム 及びその化合物	0.2 以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
23 鉄 及びその化合物	0.3 以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満
24 銅 及びその化合物	1 以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
25 ナトリウム 及びその化合物	200 以下	9.0	6.6	9.5	7.0
26 マンガン 及びその化合物	0.05 以下	0.005未満	0.005	0.005未満	0.005未満
27 塩化物イオン	200 以下	3.9	4.4	4.5	4.6
28 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 以下	62	73	65	72
29 蒸発残留物	500 以下	137	110	128	105
30 陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
31 別名ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
32 別名2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
33 非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
34 フェノール類	0.005 以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
35 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	0.2	0.2	0.2	0.2未満
36 pH値	5.8以上8.6以下	7.4	7.5	7.4	7.6
37 味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
38 臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
39 色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
40 濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
汚染指標菌					

※ 水質検査結果は、全項目検査時の結果を記載しています。

## (別紙 3) 浄水水質検査結果

項目名	水質基準	R4				R5			
		松田惣領	神山	上茶屋	松田庶子	松田惣領	神山	上茶屋	松田庶子
1 一般細菌	100 /mL以下	0	0	0	0	0	0	0	0
2 大腸菌	検出されないこと	不検出 (陰性)							
3 カドミウム 及びその化合物	0.003 以下	0.0003未満							
4 水銀 及びその化合物	0.0005 以下	0.00005未満							
5 セレン 及びその化合物	0.01 以下	0.001未満							
6 鉛 及びその化合物	0.01 以下	0.001未満							
7 ヒ素 及びその化合物	0.01 以下	0.001未満							
8 六価クロム 化合物	0.02 以下	0.002未満							
9 亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004未満							
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001未満							
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	1.62	1.28	1.28	1.61	1.55	1.27	1.27	1.55
12 フッ素 及びその化合物	0.8 以下	0.05	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.07	0.05未満	0.05未満	0.07
13 ホウ素 及びその化合物	1 以下	0.02未満							
14 四塩化炭素	0.002 以下	0.0002未満							
15 1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005未満							
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.0002未満							
17 ジクロロメタン	0.02 以下	0.0002未満							
18 テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0002未満							
19 トリクロロエチレン	0.01 以下	0.0002未満							
20 ベンゼン	0.01 以下	0.0002未満							
21 塩素酸	0.6 以下	0.06未満							
22 クロロ酢酸	0.02 以下	0.002未満							
23 クロロホルム	0.06 以下	0.001未満							
24 ジクロロ酢酸	0.04 以下	0.003未満							
25 ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.001未満							
26 臭素酸	0.01 以下	0.001未満							
27 総トリハロメタン	0.1 以下	0.001未満							
28 トリクロロ酢酸	0.2 以下	0.003未満							
29 ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.001未満							
30 ブロモホルム	0.09 以下	0.001未満							
31 ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008未満							
32 亜鉛 及びその化合物	1 以下	0.01未満							
33 アルミニウム 及びその化合物	0.2 以下	0.02未満							
34 鉄 及びその化合物	0.3 以下	0.03未満							
35 銅 及びその化合物	1 以下	0.01未満							
36 ナトリウム 及びその化合物	200 以下	9.2	7.1	7.1	9.2	9.5	7.3	7.4	9.4
37 マンガン 及びその化合物	0.05 以下	0.005未満							
38 塩化物イオン	200 以下	5.3	5.5	5.5	5.4	4.9	4.8	4.8	4.9
39 カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	300 以下	79	83	76	80	78	75	73	77
40 蒸発残留物	500 以下	123	113	106	131	118	114	107	123
41 陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02未満							
42 別名ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001未満							
43 別名2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001未満							
44 非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.002未満							
45 フェノール類	0.005 以下	0.0005未満							
46 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 以下	0.2未満							
47 pH値	5.8以上8.6以下	7.4	7.6	7.7	7.4	7.2	7.4	7.4	7.3
48 味	異常でないこと	異常なし							
49 臭気	異常でないこと	異常なし							
50 色度	5度以下	0.5未満							
51 濁度	2度以下	0.1未満							

※ 水質検査結果は、全項目検査時の結果を記載しています。



	項目名	水質基準	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否
	色、濁り及び消毒の残留効果	色、濁りは異常でないこと 残留塩素0.1mg/L以上	不可	1日1回以上	不可	不可
1	一般細菌	100個/ml以下	不可	概ね1月に1回以上	不可	不可
2	大腸菌	検出されないこと				
3	カドミウム 及びその化合物	0.003 mg/L以下	一定の場合可 (注1)	概ね3月に1回以上	注2のとおり	注3のとおり
4	水銀 及びその化合物	0.0005 mg/L以下				
5	セレン 及びその化合物	0.01 mg/L以下				
6	鉛 及びその化合物	0.01 mg/L以下				
7	ヒ素 及びその化合物	0.01 mg/L以下				
8	六価クロム 化合物	0.02 mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下				
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下				
12	フッ素 及びその化合物	0.8 mg/L以下				
13	ホウ素 及びその化合物	1 mg/L以下	一定の場合可 (注1)	概ね3月に1回以上	注2のとおり	注3のとおり 注3のとおり (海水を原水とする場合不可)
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下				
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下				
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下				
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下				
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下				
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下				
21	塩素酸	0.6 mg/L以下				
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下				
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	不可	概ね3月に1回以上	不可	注3のとおり (浄化処理にUV処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可)
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下				
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下				
26	臭素酸	0.01 mg/L以下				
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下				
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下				
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下				
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下				
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下				
32	亜鉛 及びその化合物	1 mg/L以下				
33	アルミニウム 及びその化合物	0.2 mg/L以下				
34	鉄 及びその化合物	0.3 mg/L以下				
35	銅 及びその化合物	1 mg/L以下				
36	ナトリウム 及びその化合物	200 mg/L以下				
37	マンガン 及びその化合物	0.05 mg/L以下	不可	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合概ね3月に1回以上とすることが可	不可
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	不可	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合概ね3月に1回以上とすることが可	不可
39	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	300 mg/L以下	一定の場合可 (注1)	概ね3月に1回以上	注2のとおり	注3のとおり
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	一定の場合可 (注1)	概ね3月に1回以上	注2のとおり	注3のとおり
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	一定の場合可 (注1)	概ね3月に1回以上	注2のとおり	注3のとおり
42	別名ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	不可	概ね1月に1回以上 (左記の事項を算出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。)	不可	当該事業についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況 (湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を算出する藻類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可
43	別名 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下				
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	一定の場合可 (注1)	概ね3月に1回以上	注2のとおり	注3のとおり
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	一定の場合可 (注1)	概ね3月に1回以上	注2のとおり	注3のとおり
46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 mg/L以下	不可	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合概ね3月に1回以上とすることが可	不可
47	pH値	5.8以上8.6以下				
48	味	異常でないこと				
49	臭気	異常でないこと				
50	色度	5度以下				
51	濁度	2度以下				

注1 一定の場合とは、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合であり、この場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取することができる。

注2 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合 (過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。) であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可

注4 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可

<参考2>検査項目説明

区分	項目	基準値 (mg/l)	説明
病原生物の指標	1 一般細菌	100個以下	水の一般的洗浄度を示す指標です。これが著しく増加した場合にはし尿、下水、排水等による病原生物に汚染されている疑いがあります。一般的には、塩素消毒によりほとんどの菌が死滅します。
	2 大腸菌	検出されないこと	水系感染症の主な病原菌は人や動物の糞便に由来しており、大腸菌が検出された場合には、病原生物に汚染されている疑いがあります。一般的には、塩素消毒によりほとんどの菌が死滅します。
無機物質・重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003以下	蓄積性の有害物質で、長期間にわたり摂取すると腎機能障害や骨障害をもたらします。イタイイタイ病の原因物質として知られています。自然界に広く分布。鉱山、工場排水混入のおそれ。
	4 水銀及びその化合物	0.0005以下	急性中毒の場合は口内炎、下痢、腎障害、慢性中毒では貧血、白血球減少、手足の知覚喪失の症状となります。水俣病は、有機水銀であるメチル水銀が原因で発生したことが知られています。自然水中ではほとんど検出されません。工場排水のおそれ。
	5 セレン及びその化合物	0.01以下	金属セレンは毒性は少ないが、化合物には猛毒のものが多く。粘膜に刺激を与え、胃腸障害、肺炎などの症状を起こします。鉱山や工場排水混入のおそれ。
	6 鉛及びその化合物	0.01以下	神経系の障害や貧血、頭痛、食欲不振などの中毒症状を起こすことが知られています。昔から水道管に使用され溶けにくいといわれていましたが、最近では溶出が問題となっています。
	7 ヒ素及びその化合物	0.01以下	蓄積性があり、感覚異常や皮膚の角化、末梢性神経症などを起こします。ヒ素による健康被害は、西日本一帯で起きた森永ヒ素ミルク中毒事件が知られています。農薬、殺虫剤、医薬品、除草剤混入のおそれ。
	8 六価クロム及びその化合物	0.02以下	六価クロムは毒性が強く、多量に摂取した場合は、嘔吐、下痢、尿毒症などの症状を起こします。鉱山、工場排水混入のおそれ。
	9 亜硝酸態窒素	0.04以下	化学肥料や農薬、生活排水、家畜の糞尿などが地下浸透することで地下水中の濃度が高くなります。人体への影響は、酸素運搬能力の阻害や、胃の中でアミン類と反応して発ガン性物質のニトロソアミンを生成するとされています。
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	強い毒性があり、口から摂取すると粘膜から急速に吸収され、頭痛、吐き気、けいれん等を起こします。シアン化カリウムは青酸カリとして知られています。自然水中ではほとんど検出されません。工場排水混入のおそれ。
	11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水などに含まれる窒素化合物が水や土の中で変化してこの物質となります。高濃度に含まれると幼児にメトヘモグロビン血症（チアノーゼ症）を起こすことがあります。基準値は2つの合計値です。
	12 フッ素及びその化合物	0.8以下	温泉地帯の地下水や河川水に多く含まれることがあります。適量摂取は虫歯の予防効果があるとされていますが、高濃度に含まれると斑状歯の原因となります。
	13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	中毒症状は、下痢、嘔吐などを起こします。この化合物で、なじみのあるものにホウ酸があります。ホウ酸は刺激が少なく温和な消毒剤として使用されてきましたが、傷のある皮膚や粘膜などから速やかに吸収され、中毒症状を引き起こします。現在では、目の洗浄や消毒のみに使用されています。工場排水混入のおそれ。

	項目	基準値 (mg/l)	項目	基準値 (mg/l)	説明		
一般有機化学物質	14	四塩化炭素	0.002以下	17	ジクロロメタン	科学合成原料、溶剤、金属の脱脂材、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、地下水を汚染する物質で、発がん性があることが知られています。	
	15	1,4-ジオキサン	0.05以下	18	テトラクロロエチレン		0.01以下
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	19	トリクロロエチレン		0.01以下
				20	ベンゼン		0.01以下
消毒副生成物	21	塩素酸	0.6以下	二酸化塩素の原料、金属表面処理剤、花火などに使われています。消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムの酸化により生成されます。			
	22	クロロ酢酸	0.02以下	27	総トリハロメタン	0.1以下	
	23	クロロホルム	0.06以下	28	トリクロロ酢酸	0.03以下	
	24	ジクロロ酢酸	0.03以下	29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	
	25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	30	ブロモホルム	0.09以下	
	26	臭素酸	0.01以下	31	ホルムアルデヒド	0.08以下	
区分	項目	基準値 (mg/l)	説明				
色・味	32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	水道管の亜鉛メッキ鋼管から溶け出すことがあります。高濃度に含まれると白く濁ります。他に鉱山、工場排水混入のおそれ。			
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	原水の処理過程で使用する凝集剤に含まれます。高濃度に含まれると白く濁る原因となります。自然界には土壌、水、動植物などに化合物の形で含まれます。浄水場ではポリ塩化アルミニウムが凝集剤に使用されています。			
	34	鉄及びその化合物	0.3以下	水道管の鉄管から溶け出すことがあります。高濃度に含まれると異臭味や赤水となり、洗濯物を着色する原因となります。			
	35	銅及びその化合物	1.0以下	給水装置などに使用される銅管などから溶け出すことがあります。高濃度に含まれると洗濯物や水道施設を着色する原因となります。			
	36	ナトリウム及びその化合物	200以下	過剰に摂取すると高血圧症等が懸念されます。基準値を超えると水の味に影響するようになります。自然界に広く分布。水道では次亜塩素酸ナトリウムによる消毒処理に使用されています。			
	37	マンガン及びその化合物	0.05以下	管の壁に付着し、はく離して流出すると黒い水の原因となります。基準値を超えると黒く濁る原因となります。主に地質に起因。河川では低層水の溶存酸素が少なくなると底質から溶出してくることもあります。着色原因に。			
	38	塩化物イオン	200以下	基準値を超えると塩味を感じるようになります。また、金属を腐食させる原因となります。自然水中に含まれます。多くは地質に由来。水道中の塩素イオンは凝集剤、消毒剤使用によって増加。			
	39	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	300以下	硬度とは、カルシウムとマグネシウムの合計量で、硬度が高いとセッケンの泡立ちが悪くなり、また、胃腸を害して下痢を起こす場合があります。味は硬度が高いと口に残るような味がし、低すぎると淡白でコクのない味がします。			
	40	蒸発残留物	500以下	水をそのまま蒸発させたときに残る物質の総量で、その成分は主にカルシウム、マグネシウム、ナトリウムなど無機塩類や有機物です。残留物が多いと苦みや渋い味となり、適度に含まれるとまろやかな味になります。			

区分	項目	基準値 (mg/l)	説明	
発泡	41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。
	臭気	42	ジェオスミン	0.00001以下
43		2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	異臭味の原因物質で、藻の仲間により作られカビ臭を発生させます。ダムの水など停滞水を水源とする水に発生しやすい。
発泡	44	非イオン界面活性剤	0.02以下	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。自然環境中には存在せず、微生物が生分解することは困難。セッケン、洗剤、可溶化剤などに使用。
臭気	45	フェノール類	0.005以下	この物質が含まれる原水を塩素処理すると、クロロフェノールが生成され水に異臭味を与えるようになります。自然水中には含まれません。工場排水、防錆、防腐剤混入のおそれ。
味	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	水中に存在する有機物中の炭素を有機炭素または全有機炭素（TOC）といい、水中の有機物濃度を推定する指標として用いられます。下水、し尿、汚水等を多く含む水の混入、汚染プランクトン類の繁殖の疑い。
基礎的性状	47	pH値	5.8～8.6	水の酸性やアルカリ性の程度を表す指標で、7が中性。7より小さいほど酸性が強く、7より大きいほどアルカリ性が強くなります。地下水は二酸化炭素が多く含まれているので微酸性のことが多く、配管やポンプが錆びやすい。
	48	味	異常でないこと	水の味は、地質、化学薬品などの混入や藻類等微生物の繁殖によるもの、他、配管の腐食などに起因することがあります。
	49	臭気	異常でないこと	水の臭気は、藻類等や放線菌等によるカビ臭物質、フェノールなどの有機化合物が原因です。水の塩素処理によるカルキ臭、水道管の内面塗装剤に由来することもあります。
	50	色度	5度以下	水の色の程度を数値で示すもの。色の原因は、主にフミン質と呼ばれる植物等が微生物により分解された有機高分子化合物や鉄やマンガン等金属類です。赤水は鉄、黒水はマンガン、青水は銅が原因。
	51	濁度	2度以下	水の濁りの程度を数値で示すもの。濁りの原因は、主に管内のサビや堆積物が流出した微粒子で、粘土性物質、鉄サビ、有機物質などです。給水栓水の濁りは配・給水施設や管の異常を示します。